

茅ヶ崎市立病院 在宅患者訪問（認定看護師同行訪問）についての説明書

1. 認定看護師の同行訪問について

認定看護師とは、看護ケアの特定の分野に関する専門的知識・技術を持った看護師です。

ご自宅で療養するにあたって、認定看護師を活用することで、より良い療養生活を送ることができるようになります。また、訪問看護師と認定看護師がともに訪問することで、専門的ケアを継続して提供することができます。

2. 対象者（※認定看護師の同行訪問は、当院受診歴のある方を対象としています。）

(1) 皮膚排泄ケア認定看護師へ依頼の場合

- ・ 真皮を超える深い褥瘡（床ずれ）があり、在宅療養がお困りの方
- ・ 人工肛門もしくは人工膀胱の周囲にびらん（皮膚がめくれている）、水疱（水ぶくれ）、潰瘍等の皮膚障害が継続（1週間以上）又は1か月以内に繰り返し生じている状態で、在宅療養にお困りの方。

(2) 緩和ケア認定看護師へ依頼の場合

- ・ 在宅で療養を行っている悪性腫瘍の鎮痛療法もしくは化学療法を行っており、緩和ケアを希望する方。

3. 利用料について

(1) 医療保険の区分による負担となります。（月1回、交通費の負担はありません）

1割負担	1,290円
2割負担	2,570円
3割負担	3,860円

(2) 支払い方法について

① 当院に来院して支払う場合

茅ヶ崎市立病院 4番会計窓口

月曜日から金曜日の8時30分～17時

（土曜日・日曜日・祝日は除きます。）

※診察券と請求書をご持参下さい。

② 口座振り込みの場合

後日、患者さん宅に郵送される支払いのお知らせを参照して下さい。

4. 個人情報の保護に関して

- (1) 当院の従事者は、正当な理由がなくその業務上知り得たご本人およびご家族の秘密を守ります。
- (2) 患者さんに緊急的な医療が必要な場合、必要な範囲でご本人またはご家族の個人情報を用います。

5. 事故発生時の対応方法

- (1) 訪問看護中に事故が発生した場合は、患者さんに対して応急処置、主治医への報告措置を講じ、速やかにご家族に連絡を行います。
- (2) 事故の状況および事故に際して行った処置について記録するとともに、その原因を解明し、事故発生防止のための対策を講じます。

ご不明な点、お問い合わせは、茅ヶ崎市立病院「患者支援センター」までご連絡下さい。

茅ヶ崎市立病院 患者支援センター

電話番号：0467-52-1111（代表）

FAX 番号：0467-52-1133